

## 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の概要

	放課後児童クラブ (R2. 4. 1 現在)	放課後子ども教室 (R2. 4. 1 現在)
根拠法令等	児童福祉法	放課後子ども総合プランに基づく仙台市の実施要綱
目的	昼間保護者が就労等により家庭にいない小学生の児童に、放課後の遊びや生活の場を提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等の小学校施設等を活用</li> <li>・子どもの居場所の確保</li> <li>・児童にスポーツ・文化の体験学習、地域活動、交流活動の機会や学習の場を提供</li> <li>・自ら学ぶ力を身に付け、地域で子どもをはぐくむ環境の充実</li> </ul>
運営主体	仙台市が児童館管理運営団体（公益財団法人仙台ひと・まち交流財団、NPO 法人等）を指定管理者として指定等	仙台市から各小学校区の運営委員会（学校、PTA、地域団体等）に委託
対象児童	昼間保護者が就労等により家庭にいない小学 1～6 年生の児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該小学校に在籍する原則小学 1～6 年生の児童（各教室によって異なる）</li> </ul>
開設日	日曜・祝日及び年末年始を除く毎日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日の放課後や土曜日、長期休業日に実施（各教室によって異なる）</li> </ul>
開設時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜～金曜：放課後～18：00（延長利用の場合は 19：15 まで）</li> <li>・土曜：9：00～17：00（延長利用無し）</li> <li>・学校長期休業日（土曜除く）：8：00～18：00（延長利用の場合は 19：15 まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日：授業終了時～下校時間（一般的には冬季以外 17：00、冬季 16：30）</li> <li>・休業日の活動時間については別途設定</li> </ul>
開設場所	児童館・児童センター	小学校内の図書室、特別教室、体育館等
開設箇所数	113 館（207 箇所）	28 教室
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料：3,000 円</li> <li>・延長利用分：1,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則無料</li> <li>・活動内容に応じて実費相当額を徴収する場合有。</li> </ul>
所管	子供未来局児童クラブ事業推進課	教育局生涯学習課